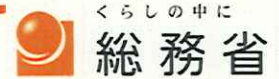


地域活性化事業債（地域木材を利用した施設の整備）について



- ＜対象事業＞ 原則全般的に地域木材を利用した施設の整備
- ＜充当率＞ 事業費の90%
- ＜交付税措置＞ 元利償還金の30%を後年度基準財政需要額に算入

令和5年度地方債同意等基準運用要綱(令和5年4月3日 総務副大臣通知) (抜粋)

1 地域活性化事業は、地域の活性化のための基盤整備事業（自然、景観、文化、産品等の多様な地域資源等の活用や、地方公共団体が核となった、産業界、大学等、地域金融機関の連携による事業化を通じ、地域経済循環を創造することに資する事業（中略））を対象とし、事業内容の例示等は、以下のとおりである。

(1) 地域経済循環の創造

自然、景観、文化、産品等の多様な地域資源、伝統的地場産業、科学技術及び情報通信技術（ICT）等を活用し、産業界、大学等、地域金融機関、自治体（産学金官）の連携・協力関係を基に、自立した力強い地域経済循環を創造するための基盤整備

ウ 自然再生・地球温暖化対策事業

(イ) 原則全般的に地域木材を利用した施設の整備